

平成 28 年 8 月 23 日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社御中

協同組合日本接骨師会  
法制部長 安藤一房

交通事故患者の初期対応についてのご照会

平素より柔道整復業務にご理解を賜り誠に感謝申し上げます。

本日は、御社に当会より、交通事故患者受診の初期対応について問い合わせをしたく、文書にいたしました。以下、ご回答いただきたく存じます。

自動車損害賠償責任保険の保険金等の支払いについて、平成 13 年国土交通省金融庁告示第一号、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の中で、柔道整復等の費用として、「免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする」とされています。柔道整復師の施術料については「特定の算定基準」が無く、「必要かつ妥当な実費とする」とされております。不当に高額なものでない限り、各柔道整復師において御社の目安表の金額とずれがある場合においては、双方話し合いによる「真摯な対応」により解決すると当会は理解しております。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社におかれましては、平成 26 年（ワ）第 1373 号、平成 27 年 3 月 9 日横浜地方裁判所内にて柔道整復師の交通事故施術料算定についての原告古賀功一氏と和解調書にも「真摯な対応」が明記されております。

そのことに鑑み、平成 28 年 6 月 23 日付けで協同組合新潟保険接骨師会山田正剛会長ならびに、平成 28 年 7 月 15 日付けで■■■■接骨院■■■■院長より、それぞれ損害保険ジャパン日本興亜株式会社新潟保険金サービス第二課宛に以下の 3 つの照会（資料 1）をさせていただきました。

その回答（資料 2）は平成 28 年 7 月 4 日付けで山田正剛会長あてに、平成 28 年 7 月 28 日付けで■■■■院長あてにそれぞれ頂きました。

回答をいただいた山田会長、■■■■院長より、交通事故の御社の初期対応について相談を受けましたので、当会にて、改めて照会をさせていただきます。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社におかれましては、平成 26 年（ワ）第 1373 号事件 平成 27 年 3 月 9 日に横浜地方裁判所内にて柔道整復師の交通事故施術料算定について原告古賀功一氏との和解条項として、御社自らの目安料金を強要しないとあります。しかしながら損害保険ジャパン日本興亜株式会社新潟保険金サービス第 2 課ではその和解条項違反により、同様の事案が再発したと思われま。

<照会 1>平成 26 年（ワ）第 1373 号事件の和解の経緯について

和解に際して、古賀功一原告、訴訟代理人■■■■弁護士の解説によると、平成 27 年 2 月 27 日と 3 月 9 日に行われた和解の話し合いの過程で裁判所は、本件で被

告側（損害保険損保ジャパン日本興亜株式会社）が自分たちの目安料金を被害者（患者）に強要したことは明らかだと考えているとの心証を開示したうえで、本件限りの解決ではなく、将来的にも被告に対して何らかの縛りをつけるような和解をしたかどうかと提案された。原告側としては、被告が御社の目安表を強要し、それに応じない整骨院を変更させるよう患者に働きかけることを防止したいと考えていたため、裁判所の提案に応ずることとした。その結果、和解条項による和解が成立した。としています。

これに相違ありませんか？

<照会2>和解条項1について

和解条項1では「原告と被告は、施術料について双方の見解が相違した場合には、多様な算定基準が存在することに留意し、真摯に対応することとする。」とありますが、■■■■院長への回答では担当者による初期間い合わせにおいて、御社目安表の金額と一致しなかったため、■■■■院長との話し合いを全く持たないまま、先に患者さんは御社目安表の金額で施術をしている接骨院があると案内されています。これは担当者による患者の医療選択の自由を奪い、受診妨害と考え「真摯な対応」がなされていないと、当会は判断いたしました。

御社では「真摯な対応」が、担当者の初期対応経緯においてなされていたと判断されますか？

<照会3>和解条項の違反について

この■■■■院長の案件においては、御社新潟保険金サービス第2課の保険担当従業員が目安表との金額の相違があった場合、双方の話し合いによる料金すり合わせをする以前に、目安料金での施術をお願いをされたという回答です。

■■■■院長は御社の目安表と金額の差異はありますが、協同組合新潟保険接骨師会の目安表は平成3年に作成され、今日まで他の損保会社においても理解を得て治療費の請求の際に使用し、各損保会社より入金されており、この目安表は必要かつ妥当な実費と考えておりました。何か問題があれば双方の目安表を基に話し合いを経て後に患者さんに連絡がいくと考えておりました。

しかし御社担当においては、2つの目安表を並べて比較し、金額が一致しない場合、御社の目安料金での施術を■■■■院長に依頼し、和解条項がありながら話し合いの提案も経ぬまま、■■■■院長に知らされることなく患者さんに、御社目安表にて施術をする他の接骨院を案内するという対応がなされています。

御社の事故担当通常業務において、担当者が治療開始の連絡をした施術者に何の連絡もなく、患者さんに他の施術所の案内をするという、■■■■院長との話し合いを無視し、かつ患者さんの医療選択の意思を尊重しない慣行が、「真摯な対応」として通例とされているのでしょうか？

以上3点につきまして、この照会状到着より2週間以内に、書面にてご回答いただきたく存じます。

また、この和解条項違反の認識において、7月28日付御社回答にあります説明や話し合いを、■■■■院長と速やかに行って然るべきと当会では考え、申し添えます。よろしく願いいたします。